

# 児童ポルノ事犯

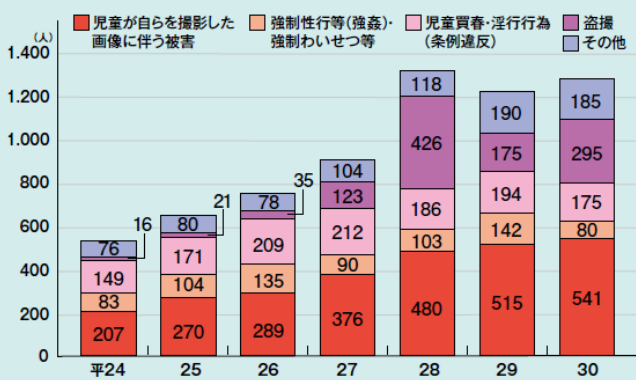
## ～「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」防止～

### ① 「児童が自らを撮影した画像」に伴う被害が増加

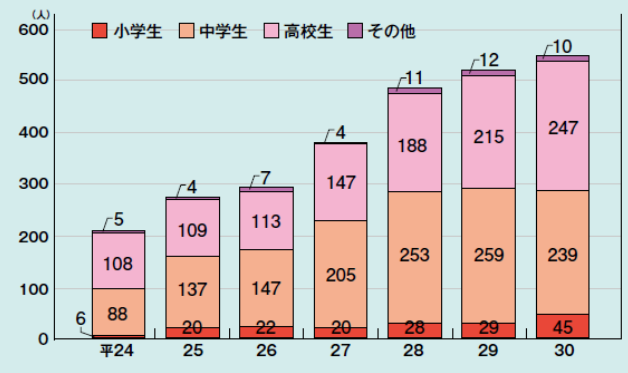
「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

平成30年は児童ポルノ事犯全体の約4割を占める**541人**が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭っており、被害児童数は毎年増加しています。

■ 児童ポルノ事犯の被害態様別(製造手段別)の割合  
(平成24年～平成30年)



■ 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の学識別の割合  
(平成24年～平成30年)



### ② 被害防止のために

デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは事実上不可能です。また、今は「この人なら大丈夫」と思って裸の写真を送ったとしても、後になって、取り返しのつかない危険が生じてしまいます。そこで、被害に遭わないために次のことを守ってください。

○ 自分の裸をスマートフォン等で撮影しない。

○ 交際相手や友達などの信用している相手であっても、自分の裸の写真を送らない。とりわけ、面識のないもの(SNSの相手等)に対しては、送らない。

### ③ 青少年に裸の画像の提供を求める行為が禁止されました。

福井県青少年愛護条例が改正され、平成31年4月から、青少年(小学校就学から18歳に達するまでの者)に拒まれたにもかかわらず、または青少年を脅かせたり、欺いたりする方法で、青少年に自分の裸の画像等の提供を求める行為が禁止されました。(30万円以下の罰金)

<参考>警察庁「少年からのシグナル」を参考にして作成

<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/signal/signal2019.pdf>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745(直通) メール: [kenan@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenan@pref.fukui.lg.jp)